

おとふけすずらんスタンプ会発行の
「有効期限の記載されていない商品券」
の利用終了及び払戻しのお知らせ

協同組合おとふけすずらんスタンプ会では、「有効期限の記載されていない商品券」につきましては2019年3月31日（日）をもって利用を終了させていただき、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、下記のとおり払戻しの手続きを致します。

「有効期限の記載されていない商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、払戻期間内に以下の方法により払戻しの手続きを行っていただきますようお願い致します。

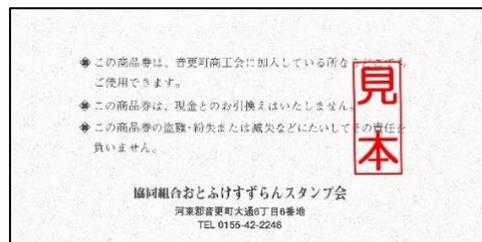
ご利用終了日 2019年3月31日（日）

※「資金決済に関する法律第20条第1項」等の規定に基づいた払戻期間は下記のとおりとなります。払戻期間内に申出がない場合は、当該払戻しの手続きから除外（除外）されますのでご注意ください。

払戻期間 2019年4月1日（月）～2019年7月1日（月）
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

1. ご利用終了及び払戻対象となる商品券

○対象となる商品券は券面に有効期限の記載されていない商品券となります



2. 払戻方法

払戻対象となる商品券をご持参いただき、「払戻申出書」にご記入のうえお申出下さい。現金にて払戻し致します。

3. 払戻申出場所及びお問合せ先

協同組合おとふけすずらんスタンプ会
河東郡音更町大通6丁目6（音更町商工会内）
TEL (0155)42-2246